

第 1 期障害児福祉計画の策定について

1 経過等

児童福祉法の改正に伴い、「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保
その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」（以下「障害
児福祉計画」という。）の作成が義務付けられた。

市区町村は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保する
ための基本的な指針」（厚生労働省告示第 1 1 6 号）（以下「基本指針」という。）に
即し、障害児福祉計画を策定することとされている。

2 基本指針の概要

基本指針には、障害児に係る事項として主に以下の事項が定められている。

- 障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項
地域支援体制の構築、保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携し
た支援、地域社会への参加・包容の推進、特別な支援が必要な障害児に対する
支援体制の整備
- 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及
び保育所等訪問支援の充実、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及
び放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児支援のための関係機関の
協議の場の設置
- 計画の作成に関する事項
- その他障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 第 1 期障害児福祉計画の策定の考え方

(1) 策定の趣旨

個々の状態やライフステージに応じたニーズにきめ細かく対応するため、関係機
関と連携した切れ目のない支援体制の構築、サービスの質の確保・向上を図るため
の環境整備等を行うとともに、地域社会への参加・包容の推進を図るため、障害児
福祉計画を策定するものとする。

なお、本計画は、障害福祉計画と一体のものとして作成する。

(2) 主な検討の視点

- ① 関係機関と連携した切れ目のない一貫した支援
 - ・早い段階からの気づき・支援
 - ・ライフステージに応じた関係機関、専門的支援の連携
 - ・就園・就学・就労等相談体制の充実
 - ・保護者等への支援
- ② 専門的な支援の充実と質の向上
 - ・障害児通所支援事業所・相談支援事業所の拡充
 - ・児童発達支援センターの設置
 - ・医療的ケア児への支援の充実
- ③ 地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進
 - ・一般施策での受入促進
 - ・専門機関による後方支援の充実
 - ・特別支援教育の充実
 - ・障害や発達支援への理解の促進

(3) 計画の期間

平成30年4月～平成33年3月

4 検討の進め方

中野区健康福祉審議会障害部会において審議する。

5 今後のスケジュール（案）

| | |
|----------|-------------------|
| 平成29年10月 | 第1期障害児福祉計画（素案）の決定 |
| 平成29年11月 | 区民意見交換会 |
| 平成30年1月 | 第1期障害児福祉計画（案）の決定 |
| 平成30年2月 | パブリック・コメント手続 |
| 平成30年3月 | 第1期障害児福祉計画の策定 |